

	資格者)の資格外活動の緩和	に済む措置が平成 20 年 4 月にとられている。
	外国人研究者に対する社会保障制度の改善	社会保障協定については 9 カ国との間で発効済みであり、3 カ国との間で署名済みである。また、現在、アイルランドとの間で政府間交渉を行っており、スイス、ハンガリー及びスウェーデンとの間で当局間協議を行っている。
2 .研究者の流動性を高めるための環境整備	移動者に不利益を生じさせない新たな年金制度の構築	官民の制度的差異の解消についての内容を盛り込んだ「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」が提出され、現在関係省庁間で検討中である。
	外国人研究者に対する社会保障制度の改善	- にて記載のため、割愛。
	退職金前払い制度の広範な導入	税制上の取扱い、行政改革における総人件費改革における人件費削減、給与制度の変更に伴う職員との調整などが理由となり、本制度の導入状況は概して低調である。
	年俸制の拡充	年俸制は、ごく一部の研究機関でしか適応されていない状況である。
	インターンシップの拡充	文部科学省は、大学院生を対象とした質の高い長期的なインターンシッププログラムを選定し、継続的な支援をしている。学校での教育が疎かにならないよう配慮もされており、現在では様々な取組が見られるようになっている。
	大学・独法研究者の兼業、出向、研究休暇制度の整備・活用	多くの機関において兼業、出向、研究休暇制度についての規則類は周知徹底が図られ、WEB 上でも閲覧できるようになっており、ほぼ整備されている。
3 .研究費の公正で効率的な使用の実現	繰越明許費制度の活用促進および周知徹底	繰越明許費制度は、37 校中 27 校において全く活用されておらず、低調である（平成 19 年度）。
	研究費の交付時期の早期化	平成 19 年度における継続課題については、約 85%の競争的資金制度について、年度開始に交付が行われている。一方で、新規課題については年度開始に交付が行われていないものが多い。
	公正で透明な資金管理体制の確立	全ての関係府省、資金配分型独立行政法人が「公的研究費の不正使用等の防止に関する取り組みについて」に定める 8 項目を実施済みである。
4 .研究支援の強化	研究支援体制の構築	独立行政法人等においては、研究支援者を一括して集中的に管理し横断的に活用されている例が見られる。
	競争的資金の間接経費の充当目標の早期達成	全競争的資金 44 制度中 39 の制度において、直接経費の 30%を上限として間接経費の計上を可能としているが、2007 年度の全競争的資金の平均間接経費率は 19%程度となっている。
	複数機関の協力及び民間活力の活用	科学技術振興機構では、研究人材の求職者情報をインターネットを通じて無料で提供している。研究支援者における複数機関の協力については、ほとんど

		の独立行政法人等において行われていない。
5 .女性研究者の活躍を拡大するための環境整備	有期雇用者の育児休業取得条件等の緩和	厚生労働省では、平成 20 年 12 月の労働政策審議会建議(「仕事と家庭の両立支援対策の充実について」)において、現行制度において育児休業の取得が可能である期間雇用者がより一層休業を取得しやすくするために、その休業取得要件を分かりやすく示し、周知を徹底することが重要であり、業種の実情に応じた取得促進にも新たに取り組むべきこととされ、その休業の取得状況等について 実態把握を進める必要があるとされたことを踏まえ、平成 21 年度予算において、期間雇用者の育児休業取得促進に係るモデル事業を実施することとしている。
	育児期間中の勤務時間の短縮等の措置の拡充	厚生労働省では、勤務時間の短縮等の措置として掲げられている短時間勤務や所定外労働の免除について、短時間勤務は事業主の単独の措置義務とし、所定外労働の免除は労働者の請求により対象となる制度とすること等を内容とする育児・介護休業法(平成 3 年法律第 76 号)の改正法案を平成 21 年 4 月 21 日に閣議決定し、同日国会に提出したところである。なお、在宅勤務制度については、労働政策審議会雇用均等分科会における育児・介護休業制度の見直しにおける議論において、これを勤務時間短縮等の措置の選択肢として盛り込むことについては、労使双方から時期尚早との意見があり、見送られたところである。
	育児期間中の勤務時間の短縮等の措置	文部科学省は科学技術振興調整費「女性研究者支援モデル育成」プログラムを実施し、大学や公的研究機関を対象に、女性研究者が研究と出産・育児等を両立し、研究活動を継続するための支援を行う仕組みを構築するモデルとなる優れた取組を支援している。
	採用や競争的資金の募集等における出産・育児期間への配慮	独立行政法人等において、奨励金を充実させたり、支援の機会を増やす等の先進的な取組が実施されている。
	出産・育児を考慮した業績評価及び任用期間の延長	理化学研究所などの独立行政法人は、育児休業取得によって業績評価に歪が生じないように、明文化している。
	次世代育成支援対策推進法による行動計画の公表	平成 20 年 12 月に児童福祉法等の一部を改正する法律(平成 20 年法律第 85 号)が公布され、同法により次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)の一部が改正され、従業員 301 人以上の事業主については、平成 21 年 4 月から、従業員 101 人以上 300 人以下の事業主については、平成 23 年 4 月から、一般事業主行動計画の公表及び従業員への周知を義務付けられたところである。

6. 治験を含む臨床研究の総合的推進	臨床経験支援体制等の整備・増強	文部科学省、厚生労働省では「新たな治験活性化5か年計画」に基づき、治験・臨床研究の推進に努めている。また、中核病院・拠点医療機関からなる協議会を開催し、産業界とも連携しながら共通の課題の解決に取り組んでいる。
	臨床研究者、臨床研究支援人材の確保と育成	文部科学省では、平成19年3月に「医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」をとりまとめ、臨床研究の基本的知識の習得等、学部教育の充実に関する提言をしている。 また、文部科学省では、平成19年度より、「臨床研究・研究支援人材の養成」(社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成推進プログラム)に係る各大学の優れた取組みを選定し、支援をしている。さらに、平成20年度より「大学病院連携型高度医療人養成推進事業」において、複数の大学病院が緊密に連携協力し、より質の高い専門医や臨床研究者を養成する取組みについて支援することとしている。
	臨床研究者、臨床研究支援人材の確保と育成	厚生労働省は中核・拠点病院等における人材の確保状況、研究者等に対するインセンティブ向上の取組等を含む治験・臨床研究基盤整備状況調査を毎年実施しており、本調査をもとに検討を進めているところである。また、人材を含めた臨床研究実施のための体制整備を図っている。
	臨床研究を推進するための制度的枠組みの整備	厚生労働省において、臨床研究を取り巻く環境の変化に対応し、研究倫理や被験者保護の一層の向上を図るため、平成20年7月に「臨床研究に関する倫理指針」の改正を行った。(平成21年4月1日施行)
	臨床研究を推進するための制度的枠組みの整備	厚生労働省では、大学病院医療情報ネットワーク、日本医薬情報センター、日本医師会治験促進センターの3箇所に登録された臨床研究に関する情報について、横断的に検索が可能なポータルサイトを作成し、運用している。また、平成20年10月にWHOのprimary registryとして認定を受けた。
	臨床研究を推進するための制度的枠組みの整備	厚生労働省では、平成20年6月に被験者保護への十分な配慮や投与量設定に関する考え方を盛り込んだ、「マイクロドーズ臨床試験の実施に関するガイドンス」を通知した。
	独立行政法人医薬品医療機器総合機構の承認審査の迅速化・効率化	厚生労働省は、ドラッグラグを解消する事を目標として審査人員を増やす旨を明記した。また、「人材の育成を図る工程表」について、中堅・管理職研修の充実等を内容とした工程表を平成20年3月に定めた。
	独立行政法人医薬品医療機器総合機構の承認審査の迅速化・効率化	機構では平成19年に定めた新研修プログラムにつき、メンター制度の導入変更に充実させて実施している。

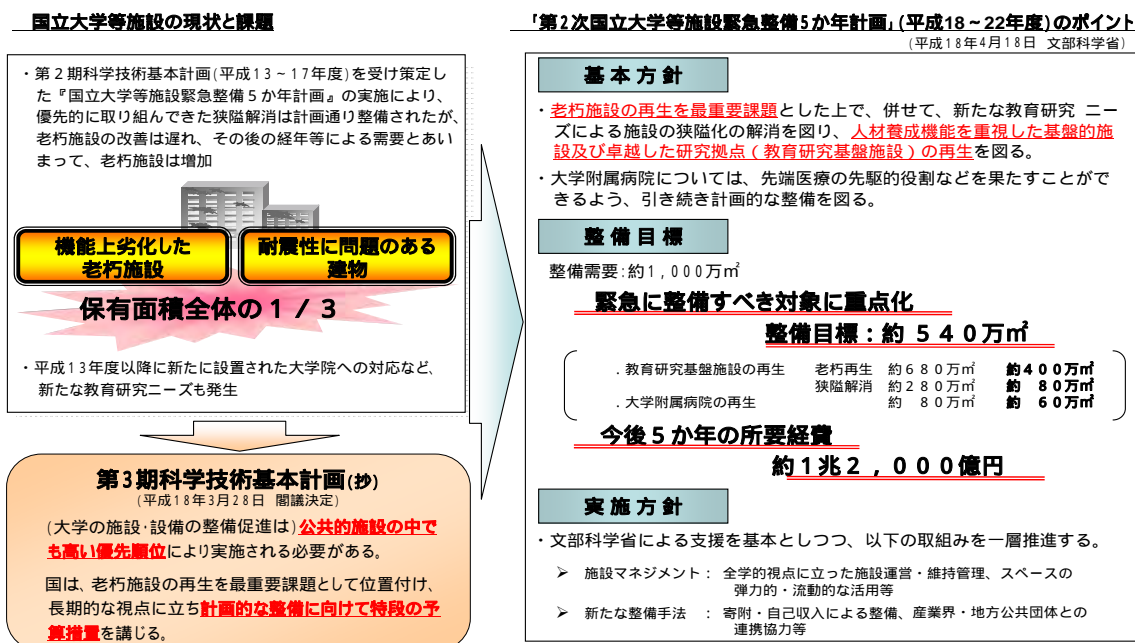
独立行政法人医薬品医療機器総合機構の承認審査の迅速化・効率化	機構では、平成 19 年 4 月に年俸制の見直しをし、技術系職員の初任給をより高く格付けした。
独立行政法人医薬品医療機器総合機構の承認審査の迅速化・効率化	厚生労働省は就業規則の緩和のための見直しを行った。今後は民間経験者を積極的に活用していくことが期待される。
独立行政法人医薬品医療機器総合機構の承認審査の迅速化・効率化	厚生労働省においては、前年度に引き続き心不全、経口糖尿病薬、腎性貧血に関するガイドラインの作成に向けた検討を行うとともに、診療放射性医薬品、抗うつ薬に関するガイドラインの作成のための検討を開始する予定である。
独立行政法人医薬品医療機器総合機構の承認審査の迅速化・効率化	厚生労働省において現在の医療機器の開発水準を踏まえて承認審査基準の策定を進めており、平成 20 年度までに 33 の承認審査基準を策定した。
独立行政法人医薬品医療機器総合機構の承認審査の迅速化・効率化	厚生労働省において、承認された医療機器の変更を行う場合、軽微な変更の届出の対象となる範囲を明確化するための通知を平成 20 年 10 月に発出した。
独立行政法人医薬品医療機器総合機構の承認審査の迅速化・効率化	厚生労働省では、医療機器の承認におけるタイムラグの改善を図るための HBD プロジェクトを実施している。
独立行政法人医薬品医療機器総合機構の承認審査の迅速化・効率化	平成 20 年 12 月に「医療機器の審査迅速化アクションプログラム」がとりまとめられ、審査員の増員（平成 25 年度までに 104 名に増員）、研修の充実による質の向上、審査基準の明確化等の諸施策により、医療機器の承認までの期間の短縮を図ることとされた。
独立行政法人医薬品医療機器総合機構の承認審査の迅速化・効率化	厚生労働省において、自己の細胞・組織を加工した医薬品及び医療機器の安全性評価基準を明確化するため、平成 20 年 2 月に「ヒト（自己）由来細胞や組織を加工した医薬品又は医療機器の品質及び安全性の確保に関する指針」を、平成 20 年 9 月に「ヒト（同種）由来細胞や組織を加工した医薬品又は医療機器の品質及び安全性の確保に関する指針」をそれぞれ通知した。
国際共同治験の推進	厚生労働省において、2007 年 9 月の「治験のあり方に関する検討会」の検討結果を踏まえ、治験データの有効活用について公表するなど、GCP の運用改善を図った。
治験の情報提供活動の規制緩和	厚生労働省は医療広告ガイドラインを策定し、従来は認められていなかった治験薬の一般的名称又は開発コードについても、情報提供・広告を可能とした。
21 被験者に対するインセンティブの付与	高度医療評価制度において、薬事法の承認等が得られていない医薬品・医療機器の使用を伴う先進的な医療技術を含む臨床研究について、一定要件の下で保険診療と併用することが可能になった。（平成 20 年 4 月より運用開始）

	22 被験者に対するインセンティブの付与	厚生労働省は、治験の倫理性と科学的信頼性を確保しつつ治験を促進できる方策について検討している。
7 .国民の科学技術に対する理解の促進	理解増進活動全体の体系化・組織化	科学技術振興機構のポータルサイトに、国内外の研究機関等における理解増進活動に関する情報がまとめられている。また、地域ごとの活動も行っている。
	理解増進活動全体の体系化・組織化	文部科学省では体験的な学習機会を充実させる為、学校において外部人材を活用する事業を展開している。
	大学や研究機関における理解増進活動の恒常化	独立行政法人等について、教員の研修を充実させたり、大学における講義を市民に開放するなど、組織的な取組が見られる。
	競争的資金制度における理解増進活動の充実	科学研究費補助金により支援した研究活動における研究成果を報告するニュースレターを発行している。
	研究者コミュニティにおける理解増進活動の位置付けの向上	独立行政法人等では、個人業績評価の項目の一環として、理解増進活動を考慮している。
	研究者コミュニティにおける理解増進活動の位置付けの向上	日本学術会議や学協会では、啓蒙活動功労者に対する表彰や、一般市民と研究者の交流の場を提供するなどしている。

出典：総合科学技術会議基本政策推進専門調査会「科学技術の振興及び成果の社会への還元に向けた制度改革について(フォローアップ)」(2008年4月22日)を基に内閣府において更新

3. 科学技術振興のための基盤の強化

- (1) 施設・設備の計画的・重点的整備
 (国立大学、公的研究機関等の施設、設備の整備等)
 施設整備計画に基づく計画的な整備



出典: 文部科学省作成

図 3 - 3 - 1 : 「第2次国立大学等施設緊急整備5か年計画」について

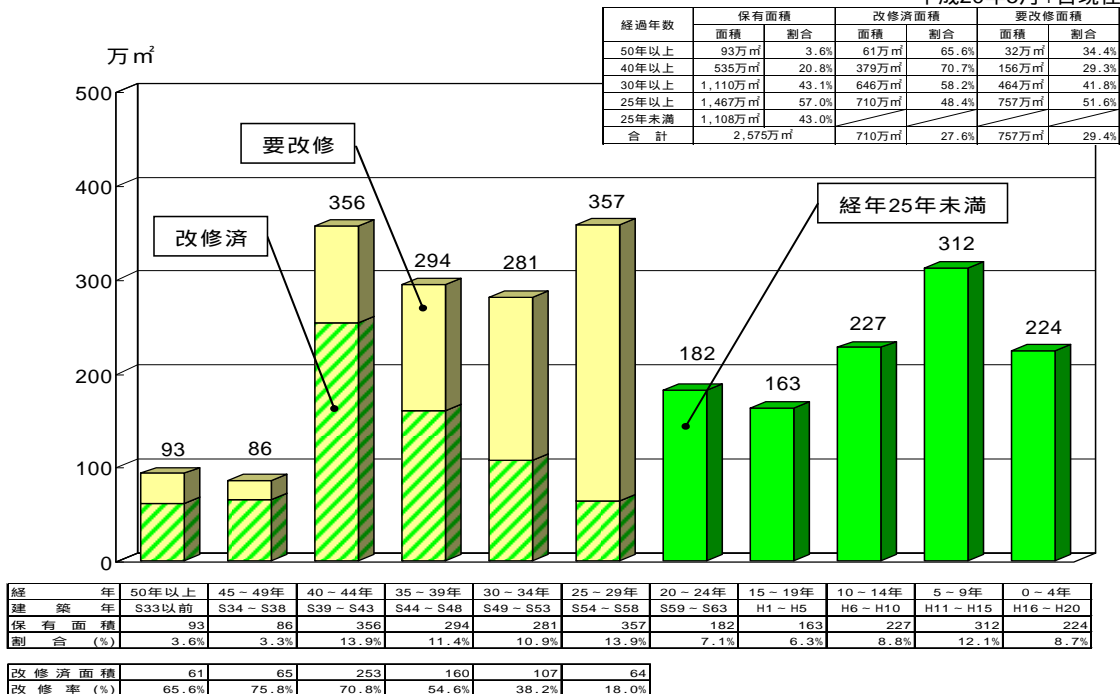
表3-3-2：第2次国立大学等施設緊急整備5か年計画の進捗状況

区分	整備面積				施設整備費
	老朽再生整備	狭隘解消整備	大学附属病院の再生	合計	
整備目標	400万㎡	80万㎡	60万㎡	540万㎡	1兆2,000億円
平成17年度補正	18.4万㎡	0.3万㎡	0.0万㎡	19万㎡	304億円
平成18年度当初	6.9万㎡	3.3万㎡	11.1万㎡	21万㎡	896億円
平成18年度補正	85.4万㎡	0.5万㎡	0.0万㎡	86万㎡	1,208億円
平成19年度当初	8.8万㎡	3.1万㎡	10.3万㎡	22万㎡	906億円
平成19年度補正	62.1万㎡	0.0万㎡	0.0万㎡	62万㎡	889億円
平成20年度当初	11.0万㎡	2.6万㎡	11.5万㎡	25万㎡	921億円
平成20年度補正(1次)	47.9万㎡	0.0万㎡	0.0万㎡	48万㎡	677億円
平成20年度補正(2次)	19.6万㎡	0.5万㎡	0.0万㎡	20万㎡	220億円
平成21年度当初案	10.4万㎡	3.7万㎡	11.0万㎡	25万㎡	834億円
小計	270.5万㎡	14.0万㎡	43.9万㎡	328万㎡	6,855億円
第1次5か年計画実績計上のPFI事業相当額	-	-	-	-	256億円
(新たな整備手法による整備)					
平成18年度	2.0万㎡	7.2万㎡	0.3万㎡	10万㎡	251億円
平成19年度	7.6万㎡	9.4万㎡	0.4万㎡	17万㎡	498億円
小計	9.6万㎡	16.6万㎡	0.7万㎡	27万㎡	749億円
合計	[70%] 280万㎡	[38%] 31万㎡	[74%] 45万㎡	[66%] 355万㎡	[61%] 7,348億円

注1) 合計欄の〔〕書は、整備目標に対する進捗率を示す。
 注2) 自助努力分による整備は、平成18・19年度のフォローアップを計上。
 注3) 自助努力分による整備の金額には、国費分も含む。
 注4) 第1次5か年計画実績計上済みのPFI事業支払相当額(平成18～21年度予算分)。

出典：文部科学省作成

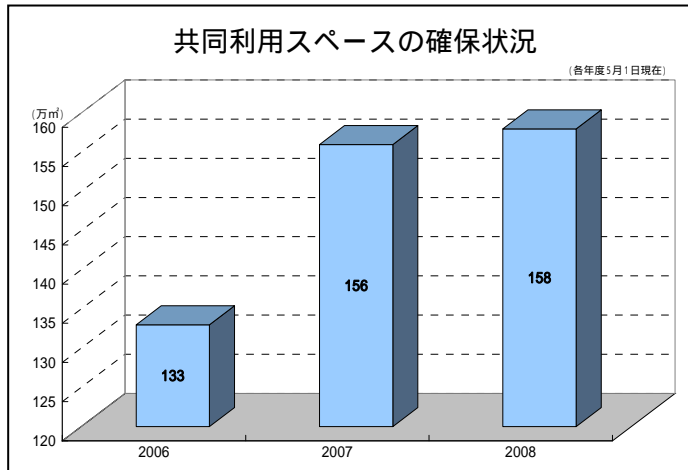
平成20年5月1日現在



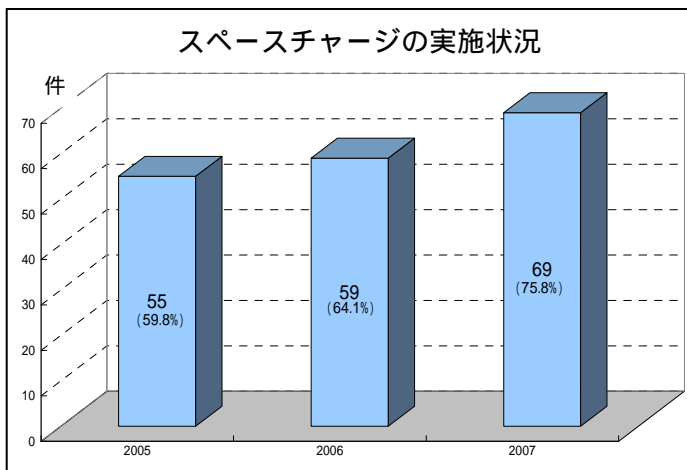
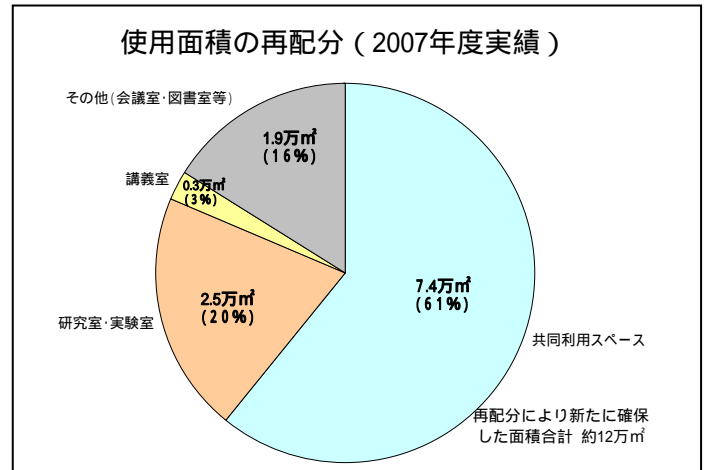
出典：文部科学省作成

図3-3-3：国立大学法人等建物経年別保有面積

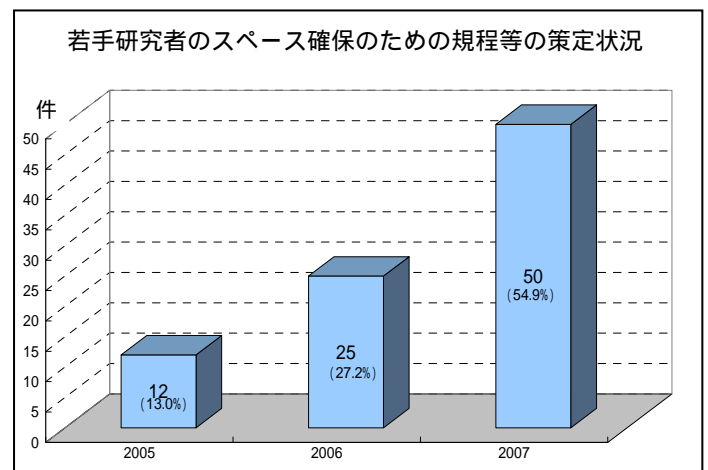
国立大学法人等の施設マネジメント体制



共同利用スペース 各大学等において定めた弾力的な使用が可能なスペース

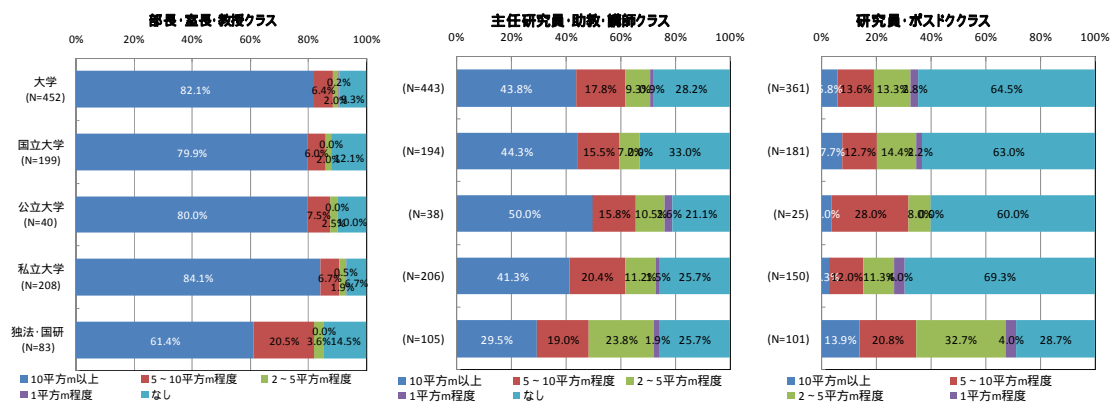


スペースチャージ制 施設使用料を徴収する制度



出典: 文部科学省作成

図3 - 3 - 4 : 国立大学法人等における施設マネジメントの取組状況



出典: 文部科学省科学技術政策研究所 第3期科学技術基本計画のフォローアップに係る調査研究「科学技術人材に関する調査」(2008) 研究組織の長を対象としたアンケート調査結果より

図3-3-5: 新たに採用した人材に対する独立した研究スペースの支援

表3-3-6: 国立大学法人における施設マネジメントの取組状況について

スペース マネジメント	<p>事例 空室等の有効利用として既存施設の有効活用</p> <p>施設利用実態調査の結果を踏まえ、空室等の有効活用として 若手研究者のための自立的環境整備促進事業」のための教員室、 企業との共同研究である「次世代半導体露光用光学系の性能評価技術の研究」のための研究室 ワイヤレスコミュニケーション研究センターの教員室・研究室などに重点的にスペースを配分した。【電気通信大学】</p>
	<p>事例 若手研究者のスペース確保のための施設基準面積の策定</p> <p>限られた施設の有効活用を図り若手研究者等のスペースを確保するため、教員研究室・実験室・ゼミ室などの用途別に、教員の職制・学生種毎に一人当たりの基準面積を定めた「施設基準面積の原則」を策定した。【京都工芸繊維大学】</p>
	<p>事例 若手研究者のスペース確保のための再配分</p> <p>助教13名分の教員研究室を確保する為、実験研究棟の教員研究室・助手控室・資料室等の配置状況・利用状況を調査の上、スペースの捻出及び再配置計画を策定し、改修整備を含め、教員研究室への再配分を行っている。【鹿屋体育大学】</p>
	<p>事例 組織再編に伴う既存施設の有効活用</p> <p>観光産業科学部の創設に伴い、既存施設の再配分を行い、必要な諸室を確保した。【琉球大学】</p> <p>教職大学院の設置に伴う教員研究室、ゼミ室、院生共同研究室(自習室)等の整備に、既存施設を有効活用し整備した。【宮城教育大学】</p>

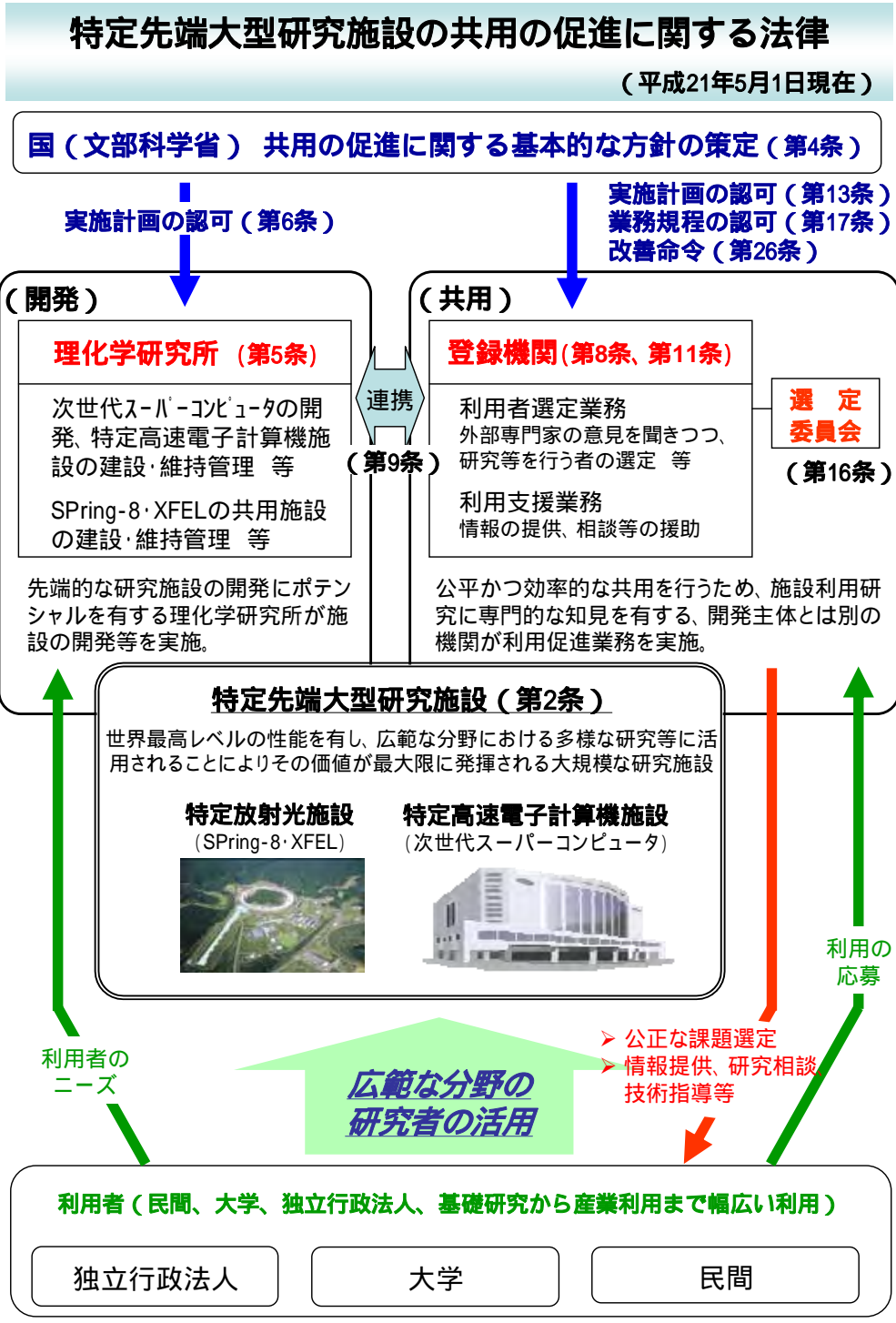
出典: 文部科学省科学技術政策研究所 第3期科学技術基本計画のフォローアップにかかる調査研究「基本計画の達成状況評価のためのデータ収集調査」(2008)

<p>1. 寄付による整備</p> <p>221件 約10万1千㎡</p> <p>主たる内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育研究施設 43件 41,900㎡ ・福利施設・課外活動施設 45件 18,300㎡ ・講堂等 16件 13,400㎡ ・附属病院 30件 21,400㎡ 	<p>3. 他省庁等との連携による整備</p> <p>43件 約3万7千㎡</p> <p>主たる内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省(まちづくり交付金) 1件 ・国土交通省(景観施設整備推進費) 2件 ・経済産業省(新事業支援施設) 2件 ・〃(地域企業立地促進等共用施設正義事業) 1件 ・文化庁(重要文化財等保存整備費補助金) 1件 ・中小企業基盤機構(企業家育成施設) 5件 ・21世紀職業財団(保育所) 14件 ・新エネルギー・産業技術総合開発機構(ESCO事業等) 4件 ・(財)化学技術戦略推進機構 1件 	<p>8. 受託研究費(間接経費)による整備</p> <p>68件 約1万5千㎡</p> <p>主たる内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京大学 世界トップレベル研究拠点プログラム ・熊本大学 グローバルCOE (若手研究者支援等共用棟の整備) ・横浜国立大学 若手研究者用実験研究室の整備
<p>2. 地方公共団体との連携による整備</p> <p>2-1. 地財特法施行令の改正に伴う自治体からの寄付等(施設関連)</p> <p>9件 約5千㎡</p> <p>秋田大学</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PET-CT棟の整備のための補助金交付(秋田県) <p>愛媛大学</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南予水産研究センターのための庁舎の無償貸与(愛南町) 	<p>4. 企業による整備</p> <p>11件 約9千㎡</p> <p>主たる内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同研究施設 2件 6,500㎡ ・福利厚生施設等(独立採算型) 7件 2,400㎡ 	<p>9. 目的積立金による整備</p> <p>168件 約10万㎡</p> <p>主たる内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育研究施設 67件 41,900㎡ ・福利厚生施設等 23件 13,000㎡ ・宿泊施設 17件 26,100㎡
<p>2-2. 地方公共団体による整備</p> <p>5件 約1万5千㎡</p> <p>岐阜大学</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岐阜薬科大学研究棟を市が整備し、その一部を連合大学院として有償借用 <p>熊本大学</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の補助金を活用し財団法人が共同研究施設を整備 	<p>5. 借目による学外スペースの確保</p> <p>66件 約1万㎡</p> <p>主たる内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育研究スペース 32件 4,200㎡ ・留学生宿舍等 7件 2,900㎡ 	<p>10. その他自己財源による整備</p> <p>172件 約3万5千㎡</p> <p>主たる内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育研究施設 28件 9,300㎡ ・附属病院 67件 7,600㎡
<p>2-3. 地方公共団体等からの借目によるスペースの確保</p> <p>40件 約2万3千㎡</p> <p>主たる内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育研究スペース 28件 20,100㎡ ・診療スペース等 3件 700㎡ 	<p>7. 長期借入金による整備</p> <p>12件 約3万4千㎡</p> <p>主たる内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生宿舍 9件 32,600㎡ ・動物病院 3件 1,500㎡ 	<p>11. 土地処分収入を活用した整備</p> <p>23件 約7万3千㎡</p> <p>主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京大学 海洋研究所移転整備 ・九州大学 伊都キャンパス移転整備
<p>新たな整備手法による整備実績計</p> <p>838件 約46万㎡</p>		

出典：文部科学省作成

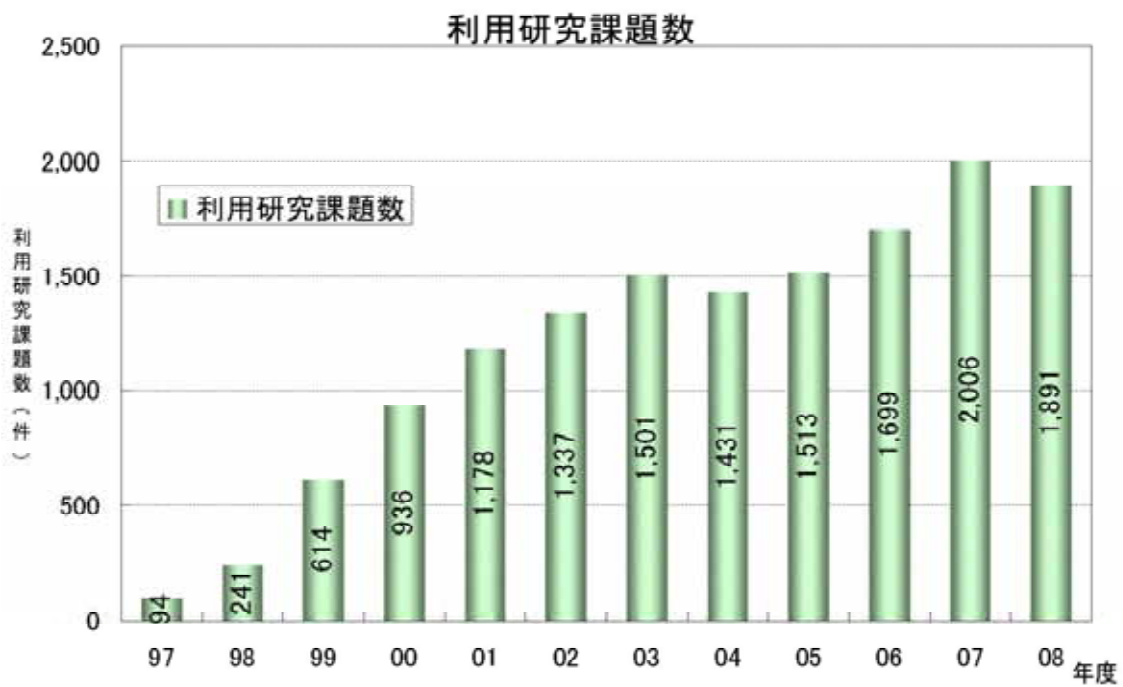
図3-3-7：国立大学法人等における新たな整備手法による整備実績
(2006年～2008年度)

(先端大型共用研究設備の整備・共用の促進)
 大型共用研究設備の整備・共用



出典：文部科学省作成

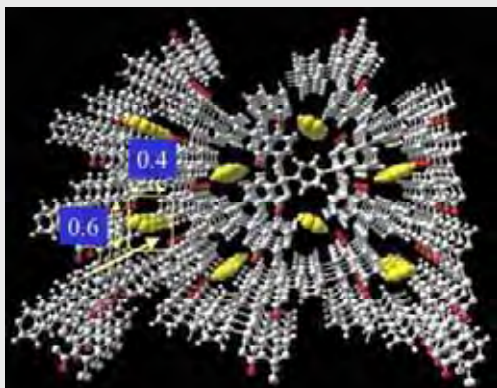
図3-3-8：特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の概要



出典：文部科学省作成

図3 - 3 - 9 : SPring-8 の利用状況について

爆発性ガス“アセチレン”の超高密度濃縮と 選択的吸着



ナノメートルサイズの細孔を有する物質の細孔表面に吸着活性点を規則的に配列させることにより、爆発性のアセチレンガスを選択的に安定かつ超高密度にナノ孔物質中へ濃縮できる事を発見。

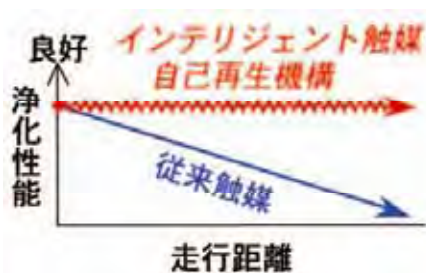
環境問題を解決し得る次世代のナノ機能材料開発への道。

英国科学雑誌「Nature(2005.7.14号)掲載

【京都大学、財団法人高輝度光科学研究センター、科学技術振興機構】

インテリジェント触媒の開発 ~ 自動車排気浄化触媒の自己再生機構の解明 ~

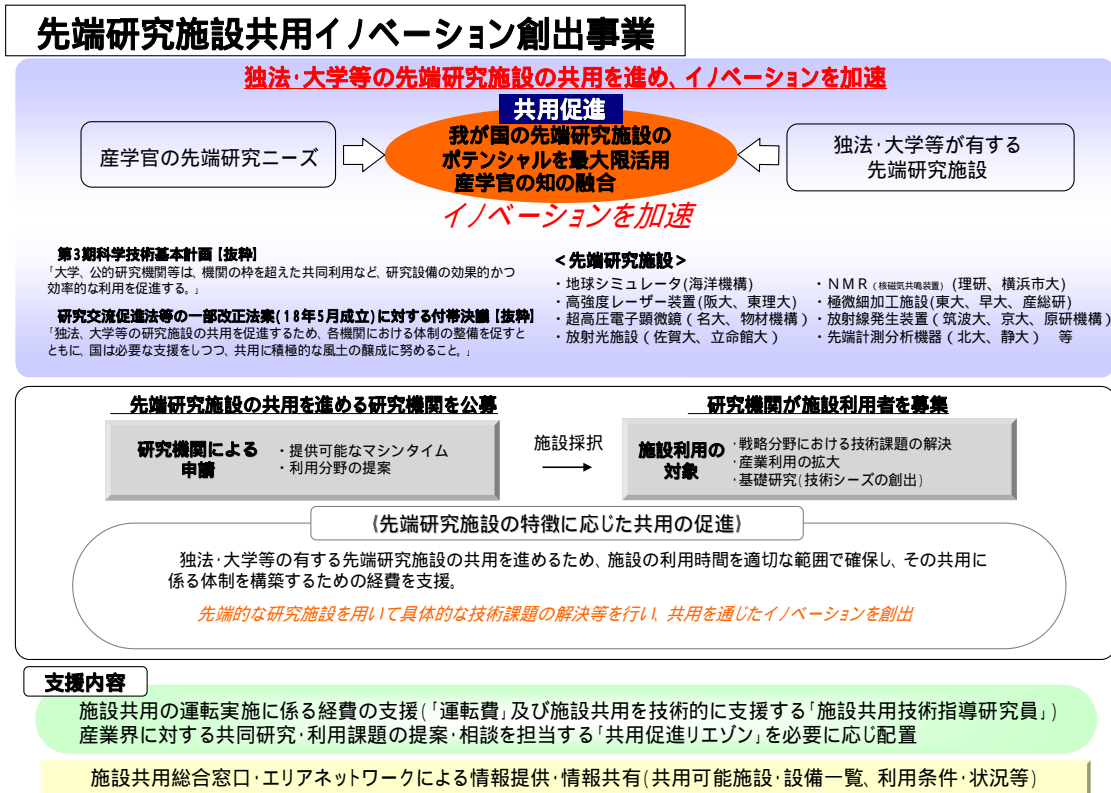
触媒機能過程で貴金属イオンが結晶内を出入りすることにより凝集を防止していることを解明(自己再生機能)。インテリジェント触媒を実用化し、貴金属の消費量を大幅に削減。



【ダイハツ工業、日本原子力研究開発機構】

図の出典はいずれも「SPring-8産業利用成果パンフレット(2007年版)」

先端大型共用設備の選定



(2) 知的基盤の整備

資料3-3-12：知的基盤整備計画の概要

知的基盤整備計画について【概要】

経緯

第3期科学技術基本計画において、知的基盤の戦略的な重点整備及び効率的な整備・利用を促進するための体制構築の必要性が位置付けられた。知的基盤の戦略的な重点整備については、量的観点のみならず、利用者ニーズへの対応の度合いや利用頻度といった質的観点を指標とした整備を行うよう知的基盤整備計画(平成13年8月30日科学技術・学術審議会決定)を見直し、選択と集中を進めつつ、2010年に世界最高水準を目指して重点整備を進めることとされ、体制構築については、知的基盤の各領域について、公的研究機関等を中核的なセンターに指定し育成することにより拠点化を図ることとされている。

これを受けて、文部科学省科学技術・学術審議会技術・研究基盤部会の下に設置された知的基盤整備委員会において、戦略目標への質的観点の取り入れや中核的な役割を担う機関等の位置付け等の事項の付加について検討を重ね、科学技術・学術審議会技術・研究基盤部会において取りまとめを行ったものである。

主な内容

1. 知的基盤の整備の成果と課題 (第2期科学技術基本計画中のフォローアップ)

平成13年8月30日に知的基盤整備計画が策定されて以降5年を経た2005年度の進捗状況を調査した結果、研究用材料、計量標準、計測方法・機器等、データベースについては順調に整備がなされており、知的基盤を整備する機関の体制も良好に構築されていることが示された。今後は、引き続き、質の高い知的基盤の整備を行うとともに、その整備を行うための体制を構築することが望まれる。

2. 中核的な役割を担う機関の位置付け

研究用材料における生物遺伝資源については、理化学研究所バイオリソースセンター等の関係機関を中核的な役割を担う機関等として位置付け。(別添参照)

[求められる機能] ・関係諸機関との連携による知的基盤の整備等の推進
・知的基盤の所在や技術情報の集積・発信

計量標準の開発と整備については、我が国の国家計量標準機関である(独)産業技術総合研究所計量標準総合センターを中核的な役割を担う機関として位置付け。

[求められる機能] ・計量標準の整備に携わる人材の確保・評価
・国家計量標準の研究開発・設定・供給
・利用者の意見・ニーズ等の反映

3. 戦略目標について

第3期科学技術基本計画を踏まえ、知的基盤について、量的観点のみならず、利用者ニーズへの対応の度合いや利用頻度といった質的観点を指標とした戦略目標とするため、平成13年8月30日付け知的基盤整備計画における研究用材料(生物遺伝資源)の戦略目標に利用者への知的基盤の提供件数を目標として取り入れた(別添参照)。今後は、2005年までの順調な知的基盤整備状況を維持しつつ、世界最高水準の知的基盤を整備するという目標を達成するべく、各関係府省、関係諸機関が連携して、戦略的な整備に取り組んでいくものとする。

(別添)

2. 研究用材料(生物遺伝資源)領域における中核的な役割を担う機関等

	遺伝子	微生物	細胞	植物	動物
基礎 基盤	ナショナルバイオリソースプロジェクト採択機関(注) ・実験動物・実験植物・実験微生物・ヒトES細胞等				
	理化学研究所バイオリソースセンター(BRC) ・マウス・シロイヌナズナ・動物培養細胞等				
産業 応用	製品評価技術基盤機構 ・アジアの微生物・産業有用微生物				
	農業生物資源研究所 ・作物・家畜・農業昆虫・農業微生物等 森林総合研究所 ・林木遺伝資源 水産総合研究センター ・水生生物等				
	酒類総合研究所 ・麹菌・酵母等				
環境	国立環境研究所 ・微生物保存株・侵入生物等				
医療	医薬基盤研究所/ヒューマンサイエンス振興財団 ・ヒト組織・培養細胞・薬用植物・疾患モデル動物(霊長類等)等				

ナショナルバイオリソースプロジェクト(文部科学省)に、情報・システム研究機構国立遺伝学研究所をはじめ17機関が採択され、基礎・基盤における中核的機関としての役割を担うべく整備を進めている(平成19年4月1日現在)。

3. 戦略目標の例

例) 研究用材料における2010年の目標

	2005年度現状		2010年度目標		備考
	保存数	年間提供件数	保存数	年間提供件数	
微生物(保存株数1,000以上の生物遺伝資源分譲機関が所有する株数の合計。細菌類以外にも菌類、微細藻類も含む) ¹	約45万		約60万		順調に進捗しているものの、今後も継続して整備が必要。
例:酵母 ²	23,632	286	117,800	840	
大腸菌 ²	28,474	700	62,300	1,000	
動物 ¹	約3,280		約4千		順調に進捗しているものの、今後も継続して整備が必要。 ラットについては、引き続き、一定の年間提供件数を維持しつつ、提供数あたりの配付系統数等、質の向上にも留意する。
例:マウス ²	2,075	1,271	3,650	1,450	
ラット ²	547	342	2,478	300	

1:文部科学省調べ(平成17年7月)

2:ナショナルバイオリソースプロジェクト採択機関調べ(平成19年4月)、数値は系統数 ただし、調査基準が¹と異なるため例示として記載

出典:文部科学省作成

(3) 知的財産の創造・保護・活用
 知的財産活動推進のための体制整備

表 3 - 3 - 1 3 : 知的財産の管理・活用体制の有無 (2008 年 4 月 1 日現在)

(単位 : 機関)

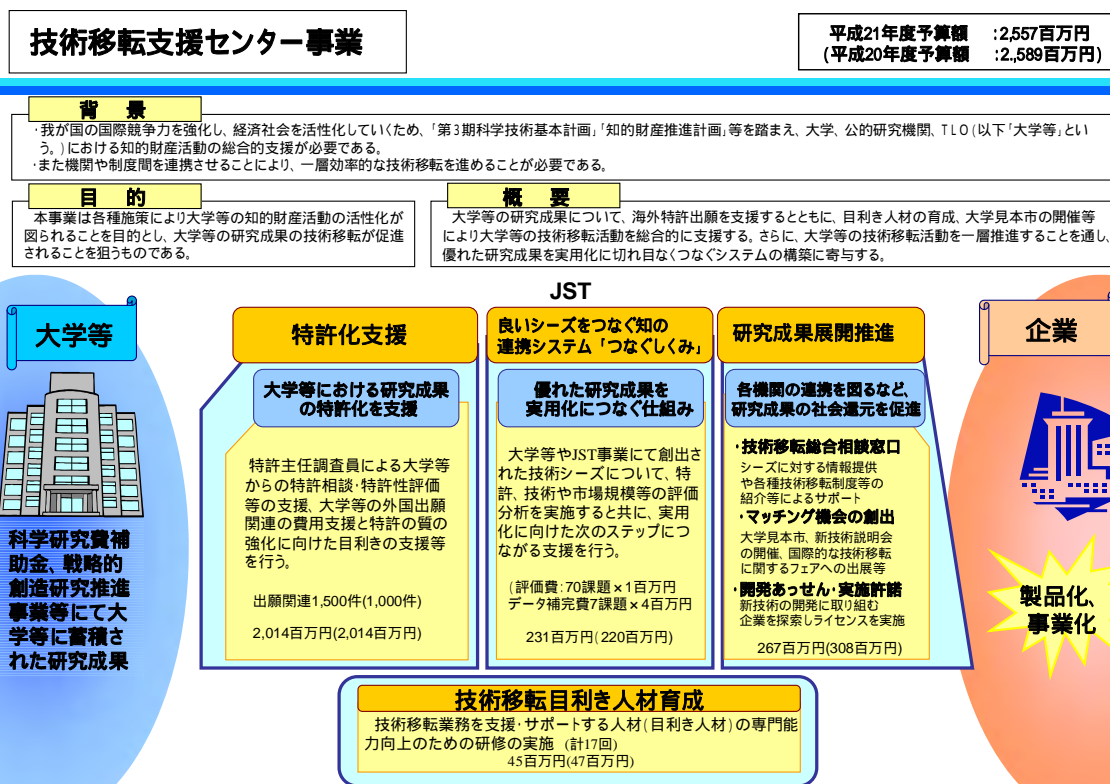
区分	管理活用体制を整備している	今後整備する予定	現時点では整備する予定は無い	回答大学数
総数	173	172	453	798
国立大学等	72	7	12	91
私立大学等	82	145	404	631
公立大学等	19	20	37	76

注 : 知的財産の管理活用体制については、大学知的財産本部等を示す。

承認 T L O は 47 機関

出典 : 文部科学省 H P 「 2007 年度大学等における産学連携等実施状況について 」

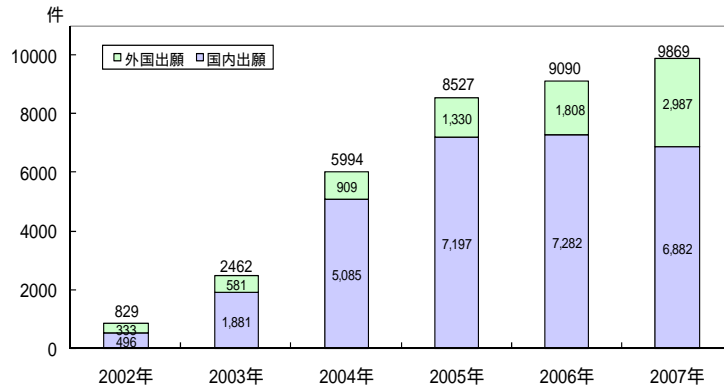
大学における権利取得・活用の戦略的取組



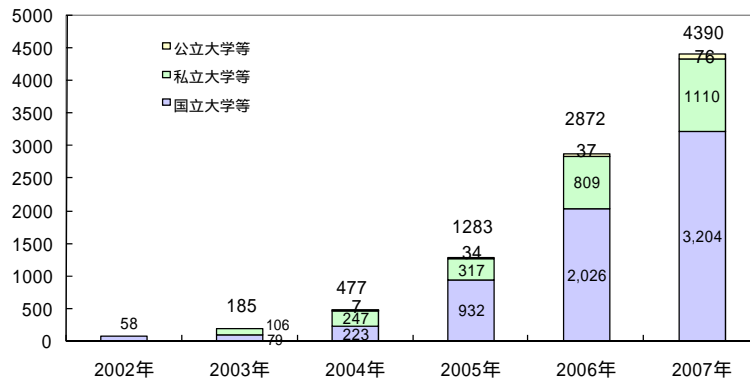
出典:文部科学省作成

図3-3-14:技術移転支援センター事業

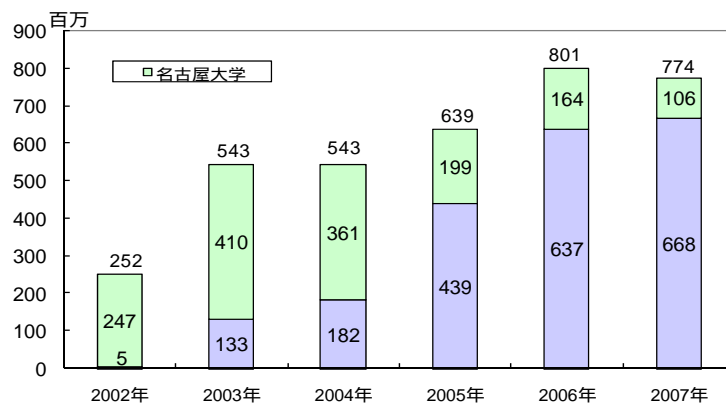
特許出願件数



特許実施件数



特許実施料収入



注：2002年度は国立大学のみ、2003年度以降は国公立大学等を対象に調査を実施している。特許実施料収入については、特許権（受ける権利を含む）のみを対象とし、実施許諾及び譲渡による収入を計上している。名古屋大学における特許は、大半が青色発光ダイオード関連の特許である。

出典：文部科学省「平成19年度 大学等における産学連携等実施状況について」

図3-3-15：大学における特許出願件数、実施件数、実施料収入